

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下、「当財団」という。）就業規則第1条の規定にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手 当

該当する職員には、次の手当を支給する。

①職務手当

②扶養手当

③通勤手当

④住宅手当

⑤特別事業手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

(初任給)

第4条 初任給は、これまでの職業経験、年齢、学識等を総合的に勘案し、代表理事が決定する。

(給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに代表理事が決定する。

(職務手当)

第6条 職務手当は、事務局長、事務局次長に対し支給する。

2 職務手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。

3 職務手当は別に定める。ただし、兼務の場合は、上位の職務の手当による。

事務局長 50,000 円

事務局次長 25,000 円

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、代表理事が認めた者とする。

(1) 配偶者

(2) 満18歳未満の子および孫

(3) 父母および祖父母

(4) 心身に重大な障害のある子および孫

- 3 扶養手当の月額、1人目については1人つき10,000円、2人目以降については1人につき5,000円とする。
- 4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに代表理事あてに届け出なければならない。

(通勤手当の月額)

第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる従業員（従業員の住居より勤務地までの距離が2kmを超える者に限る。）に当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする従業員
…1か月定期代相当額（定期券を発行しない交通機関の場合は、回数乗車券等の通勤21回分の額）を支給する。ただし、その額が20,000円を超えるときは20,000円を支給する。
- (2) 自動車等を使用することを常例とする従業員…次の自動車等の使用距離（以「使用距離」という）に応じて定める額を支給する。
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担するほか、併せて自動車等を使用することを常例とする従業員…前二号に準じて計算した額の合算額を支給する。ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円を支給する。

(割増賃金)

第9条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

- (1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合
基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数（フレックスタイム制を選択した場合は清算期間中の総労働時間を超えた時間数）×1.25
 - (2) 深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合
基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25
 - (3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25
 - (4) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35
- 2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。
(基本給+職務手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

基準賃金÷1か月の平均所定労働時間数

(給与の支給日)

第11条 給与の計算期間は毎月1日より当月末日までとし、支給日は翌月の25日（その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

- 2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額の賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

- 2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(賞与)

第13条 賞与の支給月は、原則として年2回 6月、12月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務 成果および当財団の財政状況を勘案し、年間で基本給3ヶ月分を上限に理事長が決定する。

2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 当年12月1日より当年5月31日まで

冬季手当 前年6月1日より当年11月30日まで

3 賞与の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、当財団の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

付 則

1. この規程は、令和2年10月2日から施行する。(令和2年10月2日理事会決議)

2. この規程の一部を改訂し令和8年3月23日から施行する。(令和8年3月23日理事会決議)

3. この規程の一部を改訂し令和8年6月19日から施行する。(令和8年6月19日理事会決議)

(別表1) 別紙参照

(別表2) 自家用車での通勤で支給する通勤手当:通勤距離 支給について

- ・片道2キロメートル未満 支給対象としない
- ・1キロメートルあたり37円を支給する

(別表1) 基本給(月額) 単位:円 ※1号俸=大卒初任給相当(174,400円)

● G1 一般職 (1~30号俸)

号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)
1号	174,400	11号	190,400	21号	206,400
2号	176,000	12号	192,000	22号	208,000
3号	177,600	13号	193,600	23号	209,600
4号	179,200	14号	195,200	24号	211,200
5号	180,800	15号	196,800	25号	212,600
6号	182,400	16号	198,400	26号	214,000
7号	184,000	17号	200,000	27号	215,400
8号	185,600	18号	201,600	28号	216,800
9号	187,200	19号	203,200	29号	218,200
10号	188,800	20号	204,800	30号	219,600

※ G1 月額範囲:174,400円~219,600円 | 職務手当:なし

● G2 専任職 (20~55号俸)

号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)
20号	204,800	32号	222,400	44号	239,200
21号	206,400	33号	223,800	45号	240,600
22号	208,000	34号	225,200	46号	242,000
23号	209,600	35号	226,600	47号	243,400
24号	211,200	36号	228,000	48号	244,600
25号	212,600	37号	229,400	49号	245,800
26号	214,000	38号	230,800	50号	247,000
27号	215,400	39号	232,200	51号	248,200
28号	216,800	40号	233,600	52号	249,400
29号	218,200	41号	235,000	53号	250,600
30号	219,600	42号	236,400	54号	251,800
31号	221,000	43号	237,800	55号	253,000

※ G2 月額範囲:204,800円~253,000円 | 職務手当:なし

● G3 上級職 (45~75号俸)

号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)
45号	240,600	56号	254,200	67号	267,400
46号	242,000	57号	255,400	68号	268,600
47号	243,400	58号	256,600	69号	269,800
48号	244,600	59号	257,800	70号	271,000
49号	245,800	60号	259,000	71号	272,100
50号	247,000	61号	260,200	72号	273,200
51号	248,200	62号	261,400	73号	274,300
52号	249,400	63号	262,600	74号	275,400
53号	250,600	64号	263,800	75号	276,500
54号	251,800	65号	265,000		
55号	253,000	66号	266,200		

※ G3 月額範囲:240,600円~276,500円 | 職務手当:25,000円(別途)

● G4 管理職 (65~92号俸)

号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)	号俸	基本給(円)
65号	265,000	75号	276,500	85号	287,500
66号	266,200	76号	277,600	86号	288,600
67号	267,400	77号	278,700	87号	289,700
68号	268,600	78号	279,800	88号	290,800
69号	269,800	79号	280,900	89号	291,900
70号	271,000	80号	282,000	90号	293,000
71号	272,100	81号	283,100	91号	294,100
72号	273,200	82号	284,200	92号	295,200
73号	274,300	83号	285,300		
74号	275,400	84号	286,400		

※ G4 月額範囲:265,000円~295,200円 | 職務手当:50,000円(別途)

【グレード別 号俸重複帯(オーバーラップ)一覧】

区間	重複号俸範囲	趣旨
G1→G2	20～30号	G1 上限者が G2 昇格後も不利益なく移行できる帯
G2→G3	45～55号	G2 熟練者が G3 昇格後も処遇継続できる帯
G3→G4	65～75号	G3 上級者が G4 昇格後も自然なつながりを保つ帯

年収目安(月額×12+賞与 2.5ヶ月分)

グレード	最低年収(円)	最高年収(円)	備考
G1 一般職	2,530,000	3,180,000	職務手当なし
G2 専任職	2,970,000	3,670,000	職務手当なし
G3 上級職	3,490,000	4,370,000	職務手当 25,000 円含む
G4 管理職	3,840,000	5,010,000	職務手当 50,000 円含む

附則 この別表は、令和8年6月19日から施行する。